

平成 28 年 4 月

公的研究費関連
お取引業者 各位

畿央大学
学長 冬木 正彦

公的研究費に係る取引に関するお願いについて

お取引業者のみなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より畿央大学の教育・研究活動にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

本学では、昨今の大学等研究機関における公的資金の不正使用事案を受け、その防止策の一環として関連規程を定めるとともに、取引業者の皆様から誓約書をご提出いただき、適切な取引関係の構築に努めることとしております。

この取り組みは、平成 26 年 2 月 18 日に文部科学大臣決定として公表された、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」において、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた「誓約書等」の提出を求めるとされたことに対応しております。

つきましては、本学との取引にあたっては、誓約書のご提出をお願いすることとしておりますので、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、誓約書をご提出いただけない場合は、本学との取引をお断りする場合があります。

また、大学ホームページに関連規程及び誓約書様式を掲載しておりますので、本学との取引にあたり参照いただきますようお願いいたします。

以上